

平成25年度愛知県障害者就労施設等からの物品及び役務の調達方針案に対する県施策審議会委員意見と対応について

番号	障害者施策審議会委員氏名	御意見の内容（意見書原文のとおり）	本県の対応
1	宇佐美 崇法	<p>県調達物品等の中には、現在、物品等の納入が行える事業者が存在しない項目が有ると思われる。</p> <p>厚生労働省の調達方針において、役務品目④に含まれる情報処理等は専門性が高く、知的労働とされるホームページ作成、プログラミングや情報保護の観点から相応のセキュリティ体制とノウハウを要するデータ集計・入力等であるが、専門性の高さから調達には困難を伴うと予想される。</p> <p>外部専門企業と福祉事業者の連携を促進し、調達を行える事業所の分野拡大、品目の拡充を総合的に推進する施策の実施が本方針の実行に不可欠で有ると考えられる。</p> <p>よって、県においては、対象事業者の物品等分野の拡充について、企業担当部署とも連携し、供給可能品目の拡充を積極的に対象事業者へ働きかけ、かつ、必要なサポートを行なうべきであるとする。</p>	<p>まず、本県における「情報処理」分野の調達については、テープ起こし、データ入力やホームページ作成を想定しており、取扱物品及び役務の調査の結果、少数ではありますが、県内に当該サービスを提供可能な事業所を把握しております。しかし、委員の御意見のとおり、専門性の高い情報処理業務については、対応が困難であると想定されます。また、この点については、情報処理分野に限らず、高い専門性が求められる調達分野については同様であると考えられます。</p> <p>今後、本県における調達分野の拡大にあたっては、障害者就労施設等が専門性に対応することによって、調達可能な分野（品目）を拡大していくことが必要かつ重要な要素となります。そのためには、障害者就労施設等における技術向上が不可欠であり、委員の御意見のとおり、その技術向上の手法として民間企業との連携は有効であると考えられます。</p> <p>そこで、愛知県工賃向上計画に基づき実施する工賃水準改善事業として実施している、経営コンサルタントや専門アドバイザーの派遣事業などにおいて、民間企業と障害福祉サービス事業所の連携推進を図ってまいります。</p>
2	岡田 ひろみ	<p>障害者の働く事業所の形態も様々になり、人数や規模が少ない、小さな生活介護、地域活動センター等の事業所も物品や役務の調達に参入できるように共同受注窓口の利用等を可能にしたり、愛知セルフセンターから受注できるようにするシステムがあれば良いと思います。</p>	<p>本県調達方針においては、愛知県セルフセンターを含め、本県からの発注内容を複数の障害者就労施設等へあっ旋・仲介する業務を行えるものを広く共同受注窓口として認定し、本県の調達において活用を図ってまいります。</p>
3	川崎 純夫	<p>今回の調達方針（案）は、公機関の方針案であることは承知していますが、公機関が率先して障害者就労施設からの物品等の調達し、その実績を公表することで障害者優先調達を推進することが目的ですので、情報発信という意味からも、方針案の中に、民間企業への受注・拡大への波及も目的の1つとしていることを一文、追加されたいかがでしょうか。（公機関の方針案なので難しい？）</p>	<p>障害者優先調達推進法においては、障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進を図ることで、障害者就労施設等で就労する障害者の自立促進に資することを目的とし、その実施主体は、国や地方公共団体等の公的機関であるとされております。調達方針はその実施主体の取り組みの方針を定めるものであり、本県においても、本年度は、この目的に沿って方針を策定しております。</p> <p>しかしながら、委員の御意見のとおり、公的機関の取り組みが波及し、民間企業における需要の増進につながることは、大変有意義なことであるため、本県の調達実績の公表はもちろん、県内の障害者就労施設等の提供可能な物品及び役務リストを県ホームページにて公開することにより、県内市町村、県民及び県内民間企業においても、活用できるような配慮をしてまいります。</p>
4	高橋 脩	<p>障害者施策審議会への定期的な報告事項（時に審議事項）として頂きたい。報告には、地方支部局及び施設等機関分も加えて頂きたい。</p>	<p>各年度の調達方針及び調達実績については、委員の御意見のとおり、障害者施策審議会への報告事項と致します。</p>

番号	障害者施策審議会委員氏名	御意見の内容（意見書原文のとおり）	本県の対応
5	辻 直哉	<p>調達に関する基本的な考え方（2）随意契約の活用について</p> <p>仕事を発注する担当課レベルで優先調達法の趣旨が徹底しておらず、すでに競争入札が決まっていることが多い。</p> <p>調達の手続きに入ってしまった段階では3号随意契約に変更することが難しいので、各部署の課レベルまで3号随意契約の活用を徹底してほしい。</p> <p>初めての課と3号随意契約で取引させていただくと、何年も続いた従来の業者よりも安い（1/2～1/3）とよい評価をされることがあるが、こうゆう仕事ができる障害者施設を知らなかったとも言われることがある。</p> <p>一方で、一般競争入札や指名競争入札では価格だけの評価で惜敗を喫することが少なくなかった。単純な価格競争で評価する前に、障害者施設への発注の可能性を徹底する仕組みを県として作っていただきたい。</p> <p>障害者施設との取引実績（業務内容、簡単な仕様、金額）を県庁内でとりまとめて、施設への発注の可能性を吟味してから契約形態（3号随意契約）を決められるようにするとよいのではないか。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>	<p>本県調達方針においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号（少額随意契約）及び第3号（障害者支援施設等からの物品及び役務の調達に係る随意契約）に定める随意契約を活用することとしております。</p> <p>このうち第3号の活用は、調達の相手方が障害者就労施設等に限定されることから、障害者就労施設等からの調達を推進するうえで、大変有効であります。しかしながら、第3号の活用にあたっては、透明性を確保するため、調達過程の公表が義務付けられるなど、従来から活用される第1号より調達事務が多く、また、その公表手続きについても具体的な定めがなかったことから、これまで本県においては、第3号が十分に活用されてきませんでした。</p> <p>そこで、今回の調達方針の策定にあわせて、その活用が図られるよう、第3号の活用に必要な具体的な庁内事務手続きを定めました。</p> <p>また、従来から障害者就労施設等からの調達実績がある第1号随意契約については、見積徴取先として障害者就労施設等の優先的な選定に努めることとしました。</p> <p>本県においては、今後、第3号随意契約に限らず、調達方針に基づく障害者就労施設等からの優先的調達制度の本県各機関への周知と協力依頼を積極的に行っていくことで、制度の定着を図り、障害者就労施設等への発注機会の拡大を図ってまいります。</p>
6	都築 裕之	<p>以下の項目を新たに設けるべきではないかという御意見</p> <p>平成25年度調達方針（案） 5 調達に関する基本的な考え方 （5）市町村との連携</p> <p>県下の市町村と連携を図りながら各市町村が調達方針を積極的に取り組むことが出来るように情報交換、調整に努めて県下の障害者就労施設等で就労する障害者、在宅障害者等の自立の促進に努める。</p> <p>（理由）</p> <p>市町村で調達推進法の取り組みについて消極的な市町村に対して県からの働きによって全県的に底上げを図る。</p> <p>上記のように項目を設けなくても、基本的な考え方の中に盛り込まれると良いと思います。市町村でも調達方針が出されるわけですが、県として全市の把握、または各市の情報提供、情報共有等によるインセンティブが必要かと思えます。</p>	<p>障害者優先調達推進法においては、市町村も実施主体とされ、各市町村においても調達方針を策定のうえ、障害者就労施設等からの調達推進を行うこととされるなど、各市町村が自主的に調達推進に取り組むことが求められており、県内の54市町村が積極的に取り組むことは、その効果をより高めることとなります。</p> <p>また、障害者優先調達推進法が求める公的機関における障害者就労施設等からの調達推進という趣旨にも合致することから、委員の御意見のとおり、調達方針に市町村との連携について新たに項目を設けることと致します。</p> <p>（追加箇所及び文言）</p> <p>5 調達に関する基本的な考え方</p> <p>（5）市町村との連携</p> <p>市町村への情報提供と情報共有に努めるなど連携を図りながら、全県的な障害者就労施設等からの物品及び役務の調達推進を図るものとする。</p>

番号	障害者施策審議会委員氏名	御意見の内容（意見書原文のとおり）	本県の対応
7	村山 文彦	<p>理解不足等により、的はずれな意見になるかもしれませんが、自分なりの意見を述べさせていただきます。</p> <p>まず、愛知県障害者施策審議会の平成25年度第1回会議においての都築委員の意見とも関連しますが、調達の特例子会社など一部の大手事業者到手厚くなり、本当に調達を必要としている小規模事業所が恩恵をあまり受けられなくなることを危惧します。法律の趣旨からすれば末端の小規模事業所への調達の優先配慮を是非お願いしたいと思います。</p> <p>次に、私が通所している就労継続支援B型事業所は、今年4月から岩倉市庁舎内で、市からレストランの運営をまかされ、現在、私も働かせていただいています。他にも、市からの委託業務をいくつかさせてもらっています。私達にとっていちばん身近なのは、市町村ですので、そちらへの指導と援助を強めていただきたいと思います。</p> <p>いずれにせよ、諸外国や他県において、地域の障害者施設にちゃんと障害特性に応じた仕事が確保されている例も多いと聞きますので、本当にそういった配慮を必要としているところに仕事が回ってくるよう実効性と公平性が担保されるような仕組みづくりをお願いします。そのためにも情報公開と不断の実効性の検証の取り組みを希望します。</p> <p>抽象的になりましたが、以上のような内容を方針の中に、具体的に位置づけていただければ幸いです。</p>	<p>委員の御意見のとおり、生産性や営業力等の差から、規模の小さな障害福祉サービス事業所が優先的な調達の適用を受けられなくなることも想定されるため、本県の取扱いとして、一定金額（3万円）未満の少額な物品及び役務を調達する場合は、障害福祉サービス事業所からの調達を優先することとしております。</p> <p>次に市町村への指導と援助については、上記5のとおり、各市町村も障害者優先調達法の実施主体であることから、本県の指導ではなく、全県的な情報の共有化などによる連携を図ることで、市町村とともに取り組みを推進してまいります。</p> <p>そして、障害特性に応じた仕事の確保については、まずは、本県各機関が、本調達方針をはじめとした制度を認知し、障害者就労施設等で働く障害者についての理解を高めていくことが重要でありますので、庁内の理解促進を図ってまいります。</p> <p>また、本県の発注見通しや調達実績などを可能な限り積極的な情報公開を図るとともに、調達実績等に基づく調達方針の見直しを図ってまいります。</p>